

自治医科大学フォーラム2010  
2010. 9. 18 秋葉原

# 自治医科大学・女性医師支援の 現在・これから

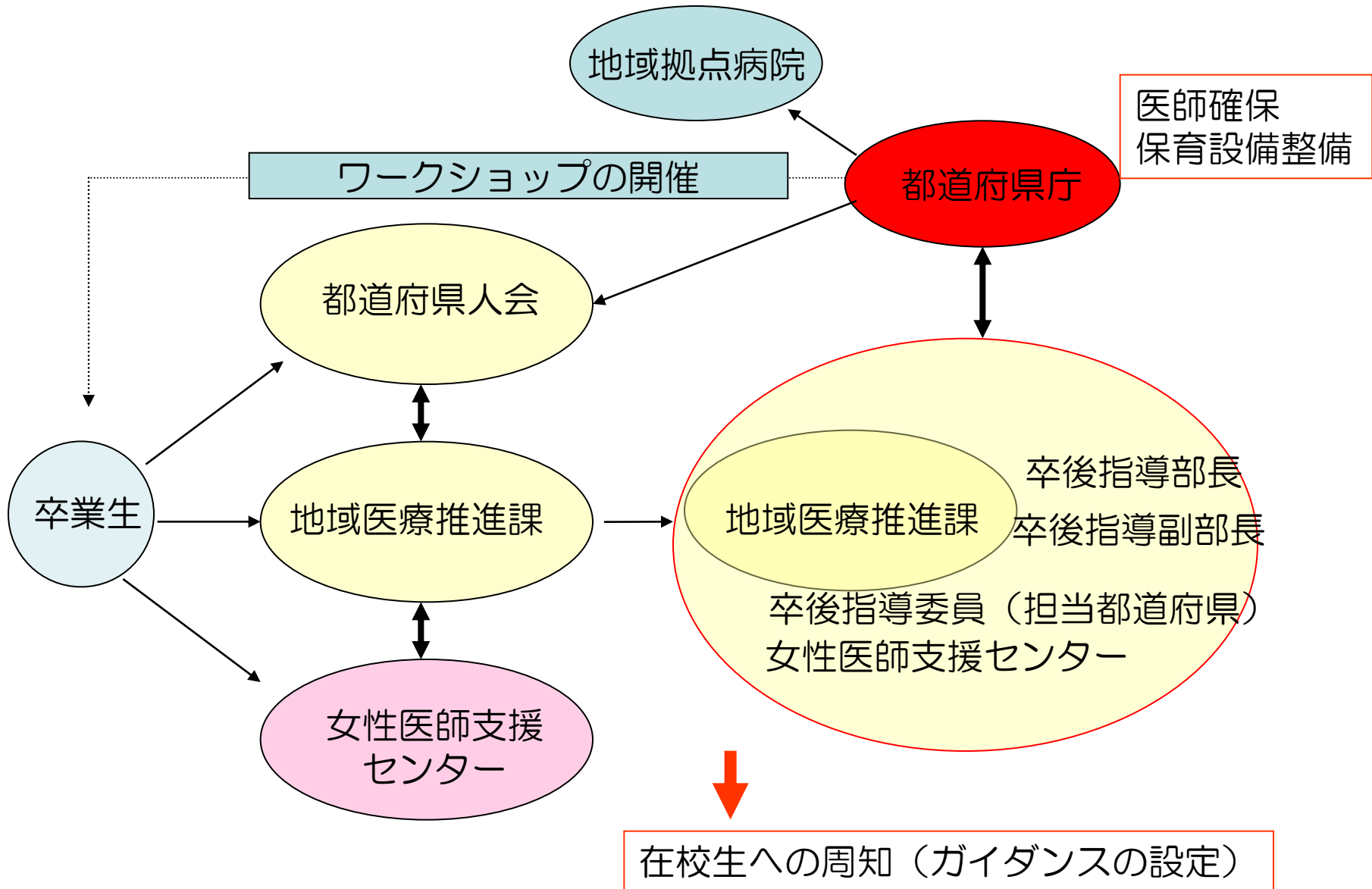
女性医師支援センター  
湯村和子

平成19年度選定文部科学省  
「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」選定取組

## 医師として輝くために 女性医師支援プログラム

文部科学省の実施する  
**平成19年度「地域医療  
等社会的ニーズに対応し  
た質の高い医療人養成推  
進プログラム」**で  
**「自治医科大学女性医師  
支援プログラム」**が採択  
され、**地域医療に従事する  
女性医師ならびに病院勤  
務する女性医師に対して  
の取り組みを行う**

# 女性医師支援システムの提案



# 地域における女性医師支援に何が必要か

～女性医師支援は勤務医支援である～

## 1. 代診に対する対策

(医師確保の根本的な問題を解決することが急務)

**都道府県への情報の提供, 医師確保のお願い**

## 2. 保育環境の整備

**自治医大からの情報の発信, 都道府県との連携**

## 3. 情報共有・相談窓口

地域医療推進課を狭義の窓口とした

**+αの各県の組織づくりの必要性**

## 4. 卒後様々な困難に出会ったときの対応に対する教育

**在学时 (M6卒業前, M4) ガイダンスの実施**

**2010. 5月 6年生女子医学生と5年生有志女子医学生の意見交換**



# 自治医科大学女性医師支援センター

Center for Women Physicians' Career Support in Jichi Medical University

## 自治医科大学 女性医師支援センター

### 女性医師

#### 育児支援

- 保育ルームの新設（H20年9月）
- 病児保育の開始（H22年4月）
- ファミリーサポートシステム
- 保育サポーター養成

#### 地域医療従事 医師支援

- 卒業生訪問
- 地域フォーラム
- 女子医学生へのキャリア・サポート  
ミーティング

#### 就業継続支 援

- 育児短時間勤務制度の導入
- 勤務継続のためのコーディネート
- 復職支援調整員（各医局）
- 講演会等の開催

#### 復職支援

- メディカルシミュレーションセンター  
医療安全プログラム
- 医療技術トレーニング部門  
教育プログラム

#### 女性医師支援センター長



桃井真理子先生  
医学部長  
小児科主任教授

#### 女性医師支援副センター長



湯村和子先生  
腎臓内科教授

### 病児保育・一時保育



自治医科大学女性医師支援センター

Email: [zyoseishi@jichi.ac.jp](mailto:zyoseishi@jichi.ac.jp)

URL: <http://www.jichi.ac.jp/>

# 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する医師の勤務の特例措置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、自治医科大学(以下「本学」という)において、**深刻な医師不足の中で必要な人員の確保を図り、教育、研究及び診療を円滑に運営することを目的**として、医師の勤務時間の特例措置を認めるため、必要な事項を定めるものとする。

(特例措置の対象者)

第2条 勤務時間の特例措置を受けることができる者は、本学に勤務する医師又は歯科医師の免許を有するすべての教員、病院助教及びレジデントのうち、**小学校就学の始期に達するまでの子**(実子又は養子に限るものとする。)を養育する者(以下「特例対象者」という。)とする。**小学校低学年に変更**

(特例措置の承認)

第3条 特例を受けようとする者は、予め所属長に申請を願い出て承諾を受けたのち、理事長の承認を得なければならない。

(特例措置における勤務時間)

第4条 特例対象者は、自治医科大学職員就業規則第18条第1項及び自治医科大学附属病院等レジデント研修規程第5条の規程にかかわらず、教員及び病院助教にあつては1週間の勤務時間を、レジデントにあつては1週間の研修時間数を、20時間(以下「短時間勤務」という。)とすることができる。

2 **短時間勤務における1日の勤務時間は、8時間又は4時間とする。**

(短時間勤務中の給与)

第5条 **短時間勤務中の給与の取扱いは、国家公務員の例に準じ、理事長が別に定める。**

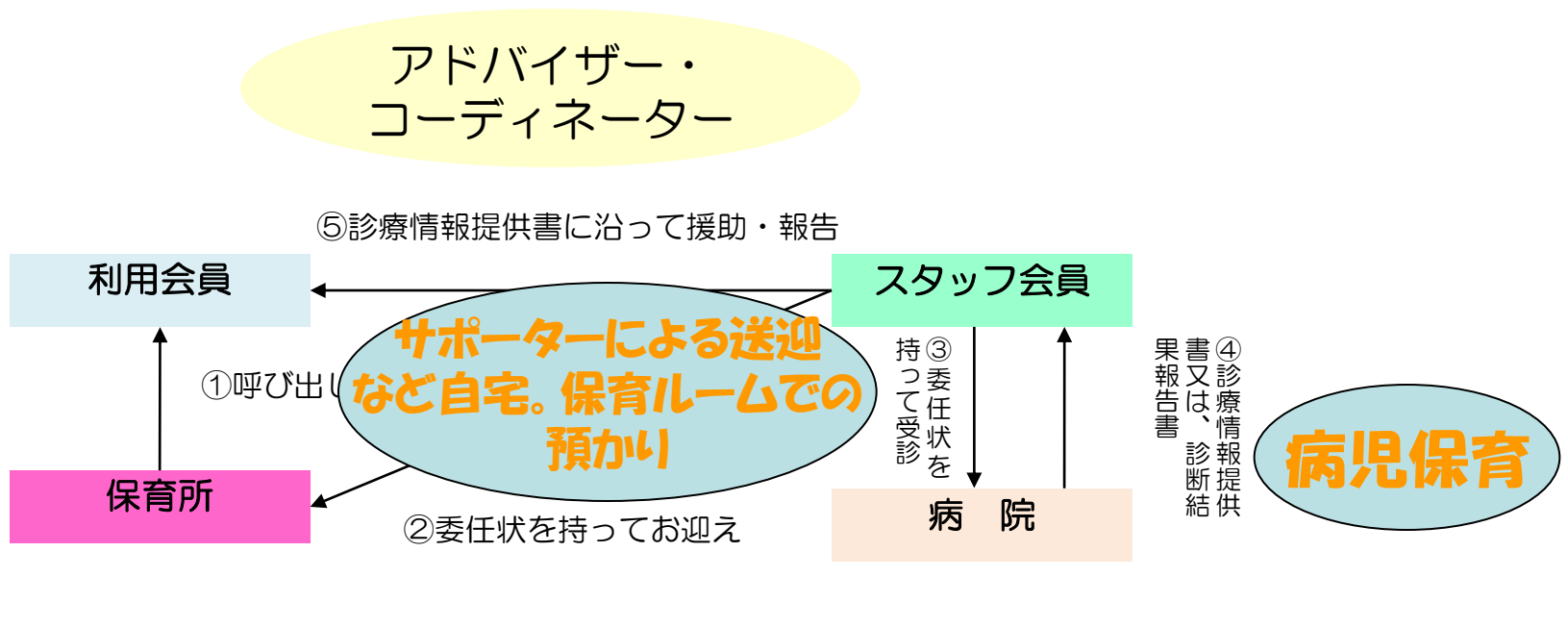
以下省略

平成19年9月1日 **2010.9月現在19名の医師が短時間勤務**

# 緊急支援サポートネットワーク

こんなサポートを実施しています

- ・保育園からの呼び出しに対し、サポーターが迎えに行き、病院で診察、診察後お預かりの場合



各県このようなサポート体制システムを作っていないといけない！

# 女性医師の勤務環境整備の意味

**日本の勤務医は過重労働のため疲弊しており、それは医療の安全や医療システムの根幹を揺るがす問題に発展している。**

問題解決には、勿論医師数の増加策が必要だが、今、医学部の定員増に踏み切ったとしても、効果が現れるのは先のこと。そこで注目されるのが女性医師。34%を若い世代が占める女性医師は、これまで、出産や育児、親の介護などでやむなく医療の現場から離れる者も少なくなかった。**女性医師が働きやすい勤務環境が整備され、女性医師が働き続ける、あるいは短期で職場復帰すれば、医師不足はかなり緩和されるだろう。**



# これから、自治医大の卒業生の女性医師支援はどう行うか。若い医師支援である！

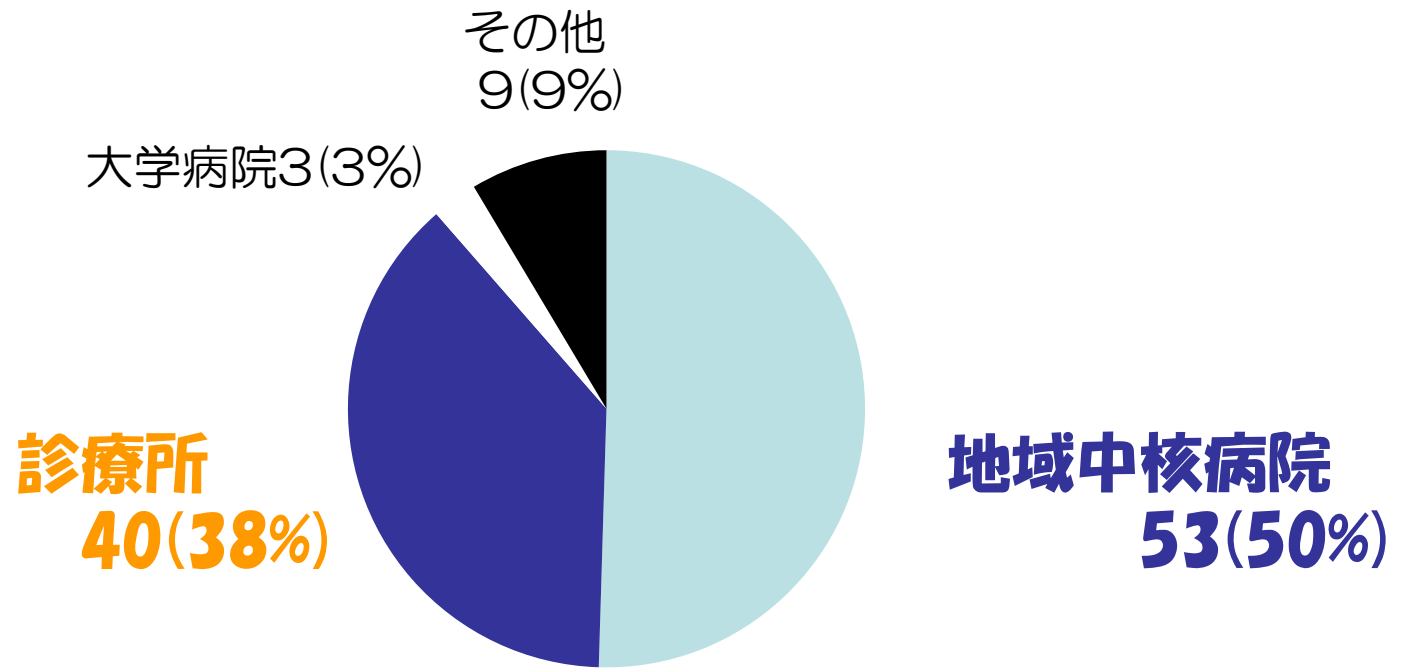
- 各県、県立病院、大学病院などとの連携をもつ組織作り（地域の若い医師の働く環境の整備）
- **自治医科大学・女性医師支援センターとの連携の元に、働きやすい環境を作るを進める**
- **今後、地方の大学・地域枠の卒業生が出ることとも関連する 自治医科大学がリーダーシップを発揮してやっていくことに意味がある**

# 地域フォーラムアンケート

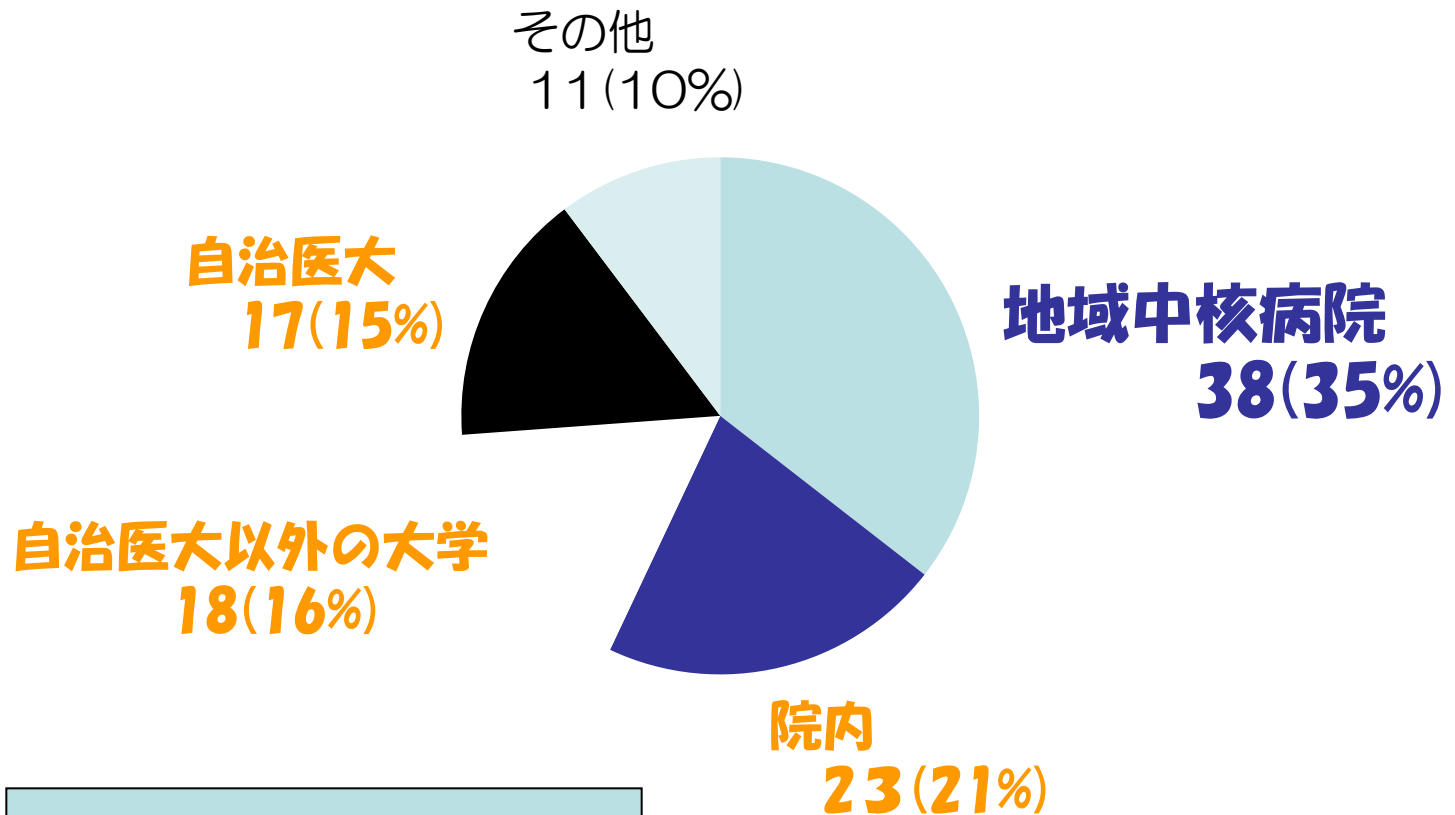
アンケート総数：3180	卒業生	3173
	拠点病院	4
	ワーキンググループ	3
アンケート回収：171（5.4%）	代診経験なし	59
	代診成立	106
	代診不成立	6

**回答率の低さー意識の低さ**

# 代診必要者所属

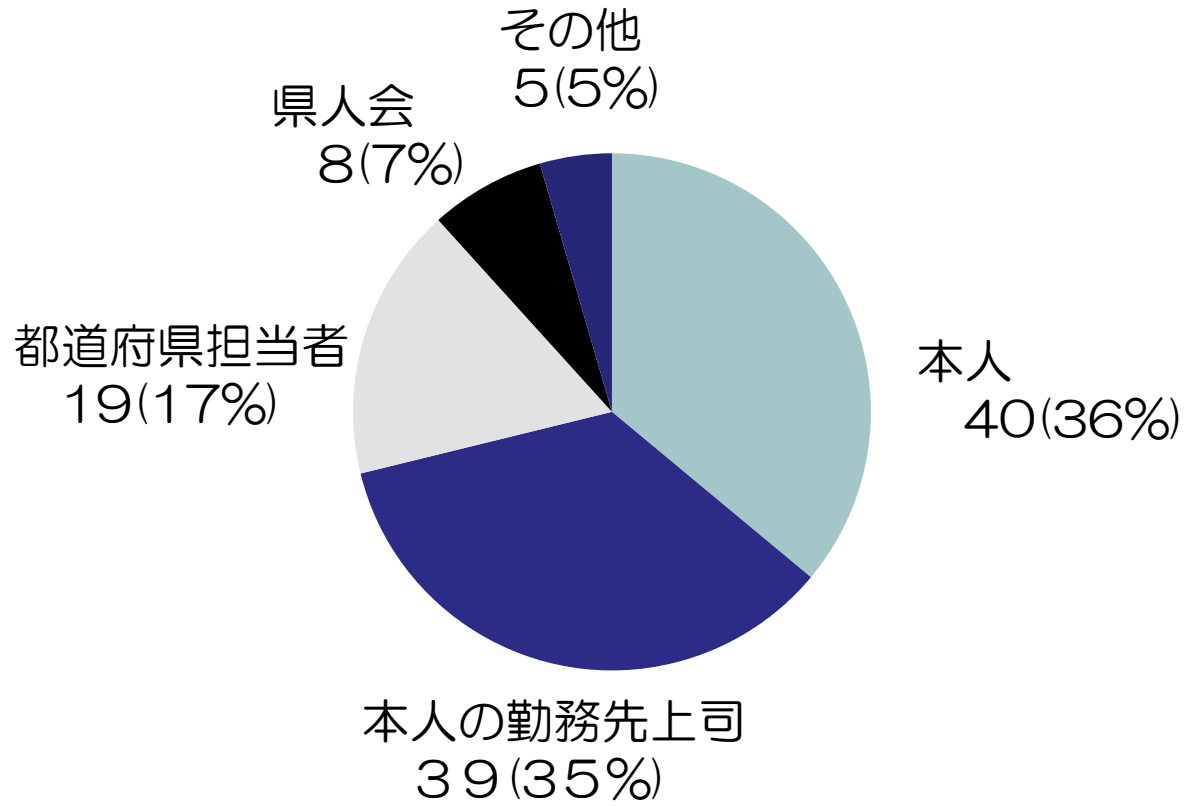


# 代診提供者所属

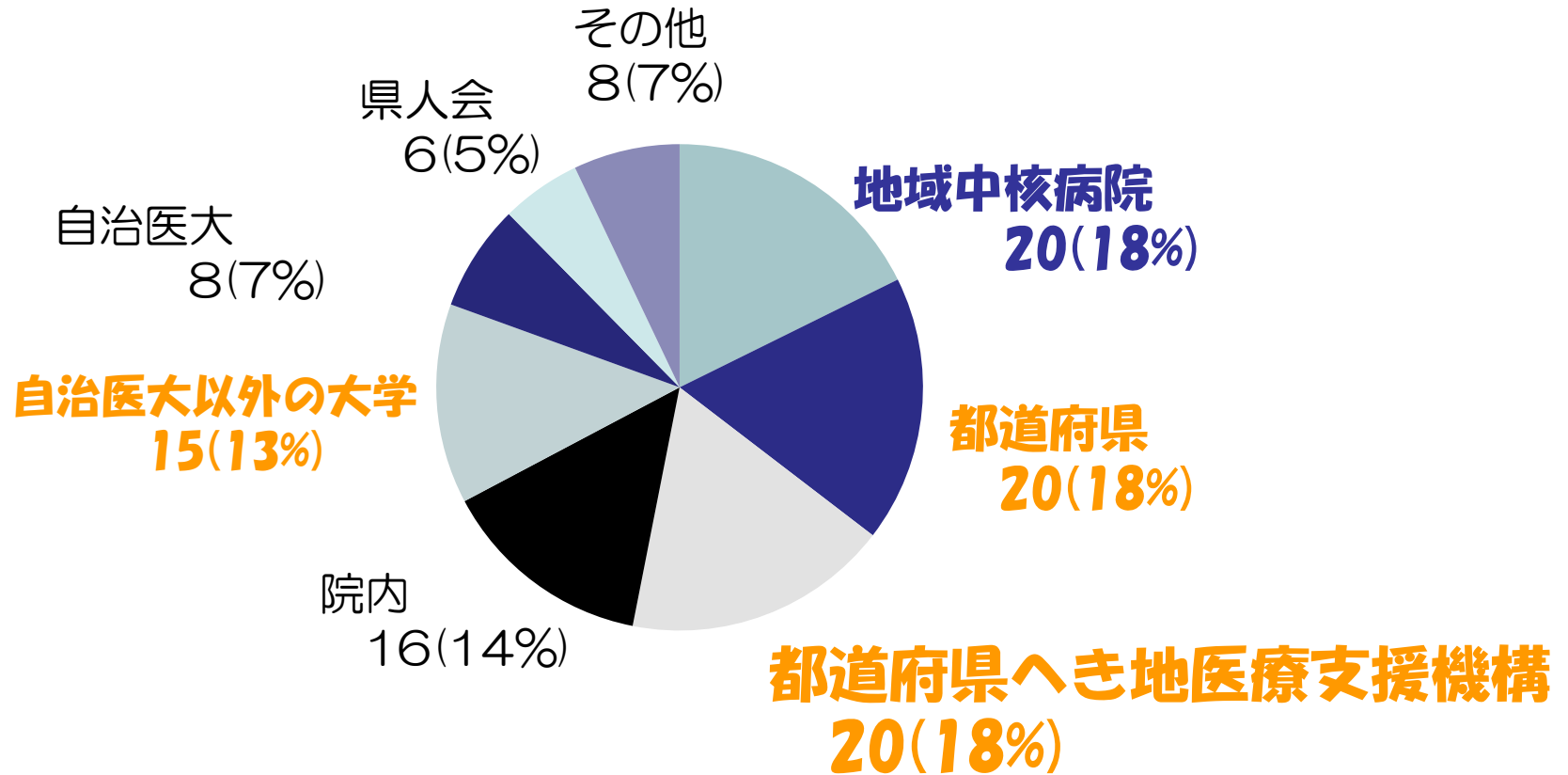


すでに他大学卒業生との  
コラボレーションをとっている

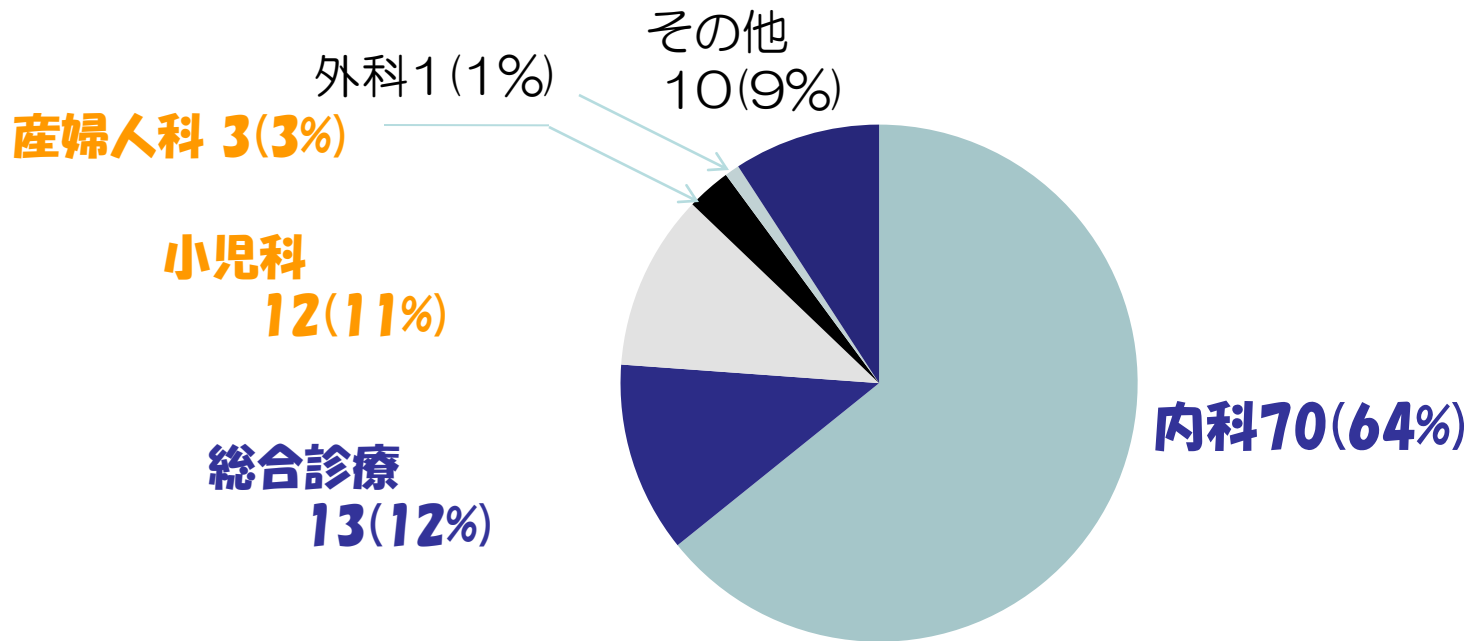
# 代診依頼人



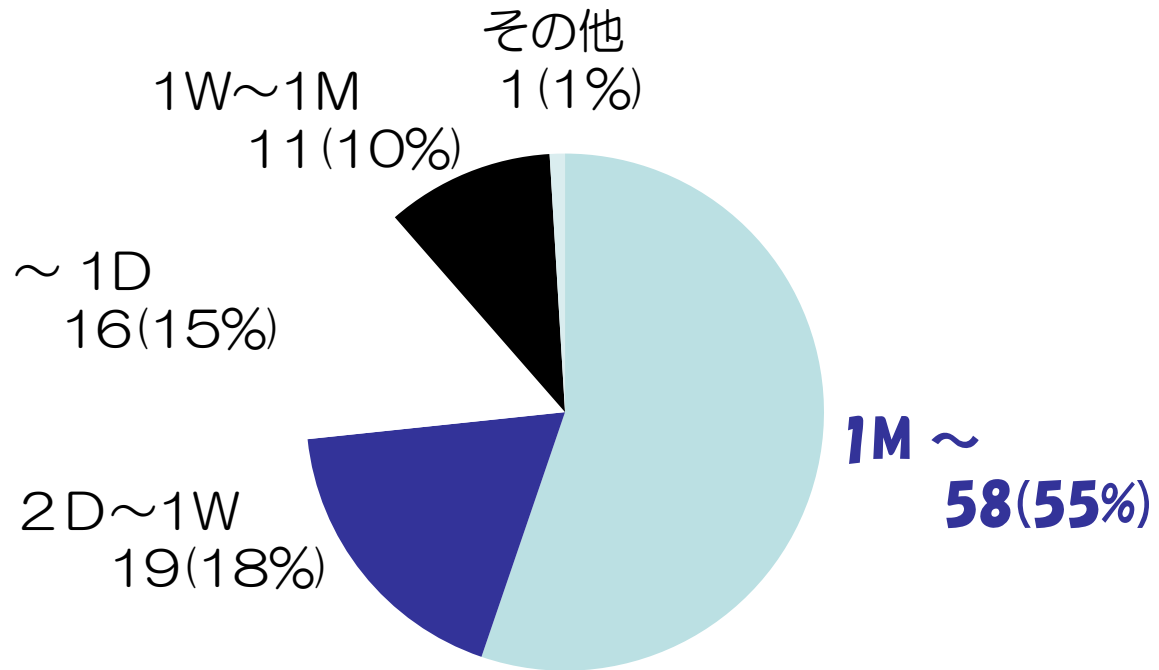
# 代診依頼先



# 診療科

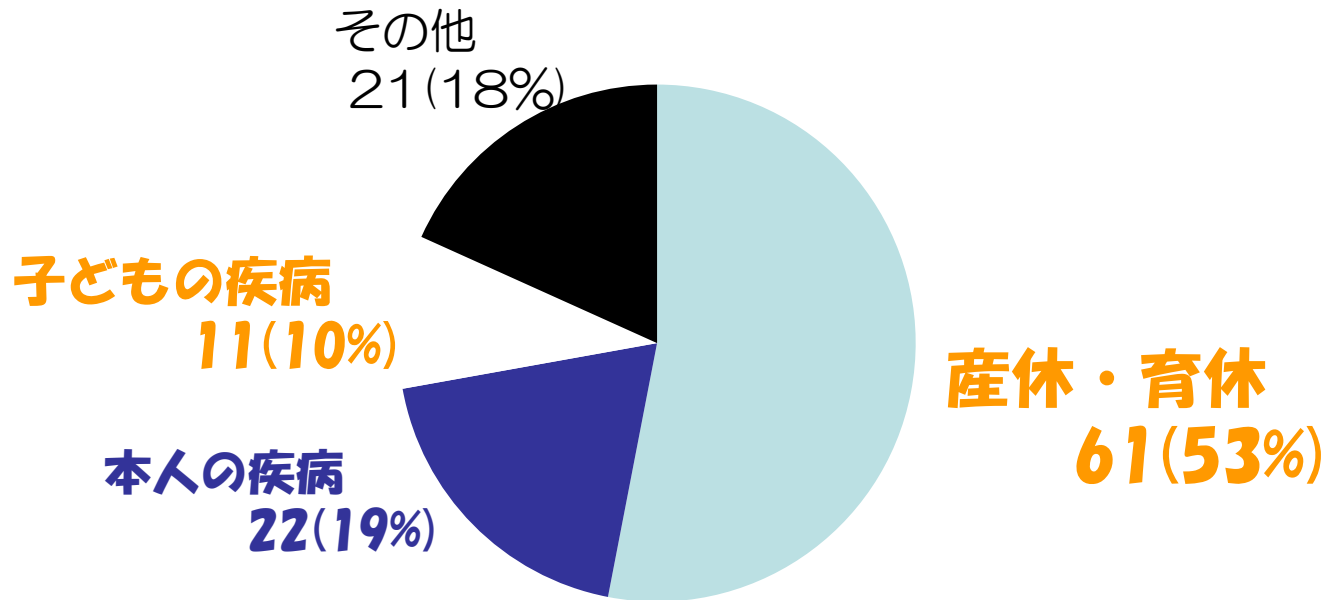


# 期間

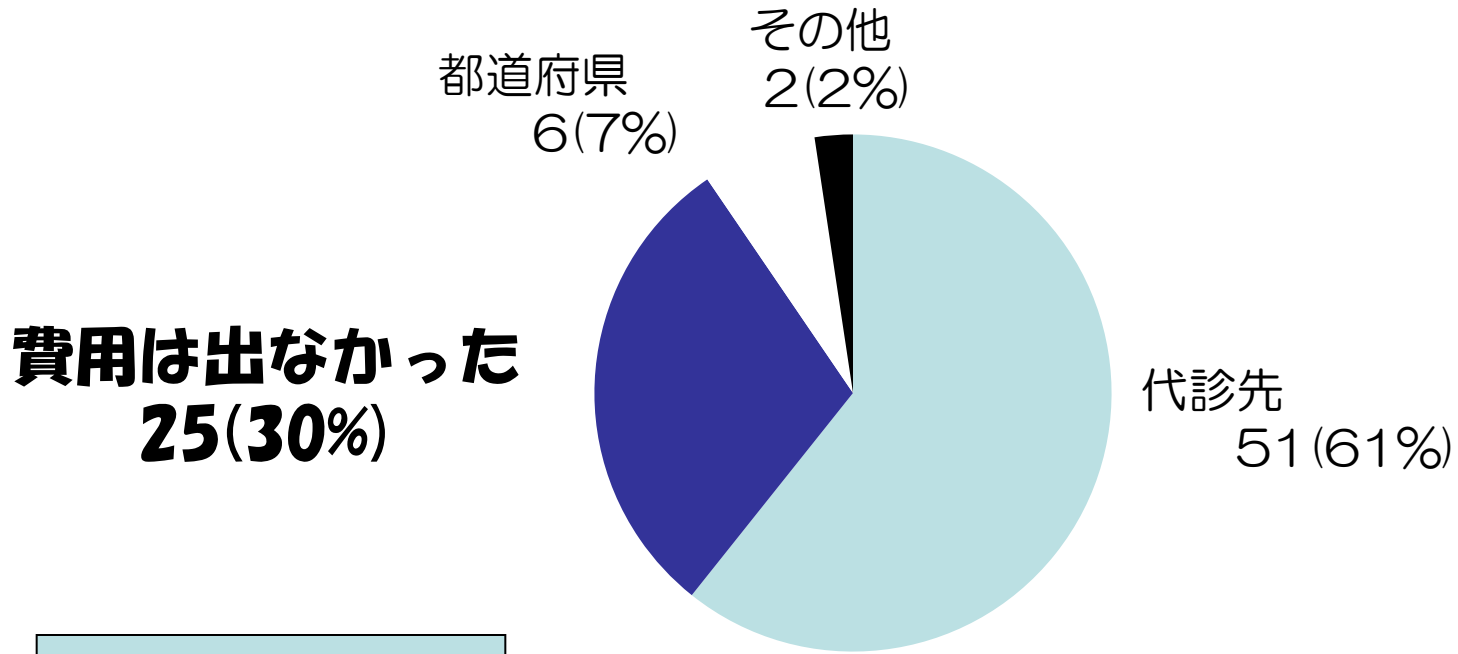




# 理由



# 費用負担



とても問題

# 地域医療における代診システム

## ● 地域医療全体の観点から

地域医療のネットワーク作り（点ではなくて面で支える）  
へき地医療支援機構の活性化

## ● 女性医師支援の観点から

産休・育休確保の保障（代診システムの確立・女性医師の配置の工夫）  
\*権利ではあるが、他医師の負担を伴うので工夫が必要  
    ↘ 個人レベルの負担の限界

## 女性医師支援のシステム化

医師・行政ともに中身の見えるシステム  
男・女ともに利用できる代診システムの確立との併走

# アンケートから見える経験および現状

診療所勤務中に結婚したところ、産休・育休がなるべくないよう願っていたと伝えられた。

地域病院で出産した場合は、**へき地医療支援センター**より代診の派遣が出来ないシステムだと言われ、院長より育休の申請を却下された。

出産時、へき地勤務中で、産休は取れたが、義務年限中の出産は公平ではないといわれた。

代診に関しては自治医大出身の先生方がカバーしている。

妊娠時、診療所勤務。休みは取れたが、その後、女医は一人診療所に行かないことになった。

当県では女性医師であるかどうかに関係なく、自治医大卒業医師のへき地派遣中の代診は、派遣先町村を通しての派遣要請に基づき、主管課（**へき地医療支援機構**）が100%確保し派遣している。

# アンケートから見える今後の提案

男女にかかわらない  
代診確保.

各地域単位で、サ  
ポート体制の充実.

定期的に女性医師が会合を  
開き、県や卒業生全体に反  
映させる枠組みを作る.

両親とも医師  
の場合は父親  
も休んで育児.

各県の担当課  
県人会などの  
相談しやすい  
雰囲気づくり.

代診システムには限界があり、女性が産休、  
育児中でも働ける様な体制をつくる。一人医  
師に依存するのではなく、遠隔ネットワーク  
によって、地域全体を支えるシステムを構築  
する.



一緒に  
問題解決して  
いきましょう!

自治医科大学

<http://www.jichi.ac.jp/>

The image shows a search for '自治医科大学' (Jichi University of Medicine) on a search engine. The search results page displays the university's website URL, <http://www.jichi.ac.jp/>. A red arrow points from the search bar to the search results. Another red arrow points from the search results to the university's website. The website screenshot shows a header with the university logo and name, a navigation menu, and several news items and images.

## 自治医科大学

〒329-0498 栃木県下野市栗橋寺3311-1



自治医科大学 女性医師支援センター  
自治医科大学2号館2F

TEL : 0285-44-8627 FAX : 0285-22-8627  
Email : zyoseishi@chi.ac.jp

# 地域医療の現場からの問合せ A

〇〇病院は、自治医科大学卒業の院長先生と自治医科大学卒業で義務年限の女性医師を茨城県から派遣をいただき、2名体制で診療を行っている30床の小さな病院です。入院患者は、14名～18名程度、訪問診療を積極的に行っています。

平成22年8月に女性医師が出産することになり、産前、産後それぞれ8週間の休暇が必要となりました。（8月末が出産予定日ですので7月～10月が休暇となります。）

5月から〇〇大学の学生研修受け入れのため、指導医が1.5日/週派遣されますが、日直当直などはできないということです。

当院では、医師派遣元の県で代替医師の対応をしていただけるものと思っていましたが、『まったく考えていなかった。』との返答であり途方にくれてしまいました。院長一人では、当直も、訪問診療も困難であり、入院患者も一人では見切れない状況となってしまいます。

**自治医科大学のホームページを見ていましたら、女性医師支援のページがありましたのでご相談したいと思いました。**

支援センターで困難な場合、応援していただけるドクターを紹介いただければ何よいのですが検討をお願いいたします。

毎日ではなくても大丈夫と思いますし、1人の医師で困難な場合など2～3人で2日とか3日でも可能と思います。前日や当日当直もお願いできればなおありがたいのですが可能な範囲でご検討をお願いいたします。

# 地域医療現場からの問合せB

## 担当者様

突然申し訳ありません。どこにも訴える場所がなく、県内にも相談できる人がいないので、メールをさせていただきます。

私は昨年度から一人診療所で勤務していて、今年結婚しました。診療所派遣が決まった時、県庁からも、派遣先の村からも、「産休・育休は権利だから取らせる」と言われていました。

ですが、県の医師不足の状況はわかっておりましたので、派遣の任期である2年間は迷惑をかけないようにしようと思ってここまできました。

今日、県の担当者と話す機会があったのですが、その場で「任期中の妊娠も遠慮してもらいたい」と言われました。

どうしたらいいかわからず、こちらへメールさせていただきました。

自分以外にも、出産にまつわる悩みを持つ卒業生はたくさんいると思いますので、**今後もそういった立場の人間の支えとなる様な女性医師支援センターであり続けてください。**

長文を読んでいただきありがとうございました。



# 地域医療現場から問い合わせC

- 子供2人出産 2人とも10ヶ月間産休・育休
- 義務年限はその期間分は延長され、義務年限終了時、自治医科大学で、〇〇科の専門医とるために、入局したい！
- 短時間勤務が可能かなど、問い合わせ、面談
- **卒業生も、自治医大の短時間勤務利用して専門医修得できる可能性あり**

# 地域における女性医師支援のシステム構築

自治医科大学・女性医師支援

地域

各県での  
拠点病院

各県での  
地域支援システム  
の一貫として  
若い(女性)医師  
支援がある

自治医大卒業生の  
勤務する地域病院